

平成二十六年六月六日受領  
答弁第一八五号

内閣衆質一八六第一八五号

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 伊吹文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する第三回質問  
に対する答弁書

一について

お尋ねは、現在継続中の調査の具体的内容に関わる事柄であるので答弁を差し控えたい。

二について

お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、行政文書管理や情報公開業務の意義や重要性についての認識が不十分であったことなどが理由と考えている。

三について

お尋ねの「調査」については、海上幕僚監部等において、関係者に対する聞き取り等により調査を実施しているところであるが、当該調査の終了見込みについて、現時点でお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「調査」に際しては、文書を作成しており、当該文書の公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）等の規定に基づき適切に対応してまいりたい。

五について

お尋ねの「作成が終わった」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一四〇号）については、平成二十六年五月七日に防衛省において起案され、同月八日に同省内の決裁を終え、同月十三日の閣議において決定されたものである。他方、三等海佐に対する調査が終了したのは、同日午前十時頃である。

六及び七について

海上幕僚監部においては、河野克俊海上幕僚長の記者会見の前に対外応答要領を作成していたが、事前に記者からの質問内容を承知した上で作成したものではない。

八について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年五月二十七日内閣衆質一八六第一六五号）五及び六についてでお答えしたとおりである。